

香川県立五色台少年自然センター天体観測施設・設備保守点検業務仕様書

1 業務名

香川県立五色台少年自然センター天体観測施設・設備保守点検業務

2 業務概要

天体ドーム、大型望遠鏡等一式が良好な機能状態を保持できるよう保守点検(清掃、注油、点検等)を行うものとする。

3 業務実施場所

香川県立五色台少年自然センター天体観測棟 (香川県高松市生島町423)

4 業務期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

業務の詳細な実施時期は、香川県立五色台少年自然センター(以下「センター」という。)担当職員と打合せのうえ決定する。

5 実施方法

(1) 一般事項

いずれの業務についても、天体望遠鏡等を熟知したものが作業・監督を行うものとする。

測定及び試験等に使用する器具は、認定品等適正なものを使用し、点検の目的、内容等に合った測定、試験等を行うものとする。

(2) 定期保守点検

定期保守点検作業を点検表により年1回行う。点検内容は、別紙「天体観測施設・設備保守点検表」(以下「点検表」という。)によるものとし、作業終了後は点検表を提出するものとする。

なお、本来業務に付随して実施すべき業務については、関係業務に包含されるものとする。

(3) 臨時点検

契約期間中に天体望遠鏡の使用上不都合が生じた時は、受託者は係員を派遣し、臨時点検を行い不都合の原因を報告するものとする。

6 履行上の遵守事項

- (1) 受託者は本契約業務を履行するにあたっては、仕様書等及び関係法令などを遵守し、かつ、センターの指示事項を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は当センターが公共施設であることを認識し、常にその趣旨に沿って業務を行わなければならない。

7 その他

- (1) 保守点検に係る機材、機具、清掃用具等の消耗品については、点検業者側の負担とする。
- (2) 再委託は禁止する。
- (3) 業務実施のうえで本仕様書に定められていない事項が生じた場合は、センターと受託者が協議のうえ決定するものとするが、受託者は誠実に対応すること。